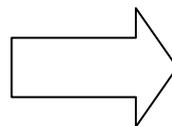


児童養護施設 育松園 今後の理想像

中心となる対象児の変化

親がいない子どもたち



親はいるが、家庭での養育に
欠ける子どもたち



こころのケア



家庭支援専門相談

愛情のある家庭的な生活環境

小舎(1舎8人程度)による家庭に近い環境



退所後支援



一時預かり

家庭や地域において不適切な養育により負の体験をしてきた子どもたちに、こころのケアをすると共にできる限り愛情のある家庭的な生活環境を提供し、子どもたちの健やかな発達を図り、施設を出た後に必要となる生き抜く力を養います。

また、施設退所後も親代わりとして、様々な相談にのるなどの支援を引き続き行います。

こころのケア（心理職専門員）

不適切な養育により、負の体験をしてきた子どもたちのこころの傷は、情緒、行動、認知、対人関係と広範囲に渡ると共に、非常に重篤であることが知られ、そのこころのケアには、日々の心理療法が必要となります。

そこで、心理職専門員を配置し、こころの傷を持ったことにより抱えがちな問題、

「自信の欠如」「学校不適應」「感情の抑制・抑圧」「反社会的行動」「感情調整障害」「暴力的な人間関係」「トラウマ」等に対応するため、個別心理療法や集団療法的アプローチを行い、そのこころのケアを行っていきます。

相談・支援体制の拡充

（地域の家庭に対する支援）

家庭相談・家庭支援を行う職員を配置し、家庭環境上の理由により入所した子どもの家庭復帰や里親委託等を可能とするための支援を行った。退所後に、保護者や里親への養育相談、養育指導、児童への生活相談を行います。

さらに、地域の子育て家庭に対する育児不安解消のための相談・支援等を行います。

愛情のある

家庭的な生活環境

様々な理由で親の愛情を受けることのできない子どもたちには、家庭的な生活環境のもと、愛され大切にされているという実感を持てる緊密な人間関係が重要です。

施設の子どもたちには、「誰も頼れない。何もかもひとりでやらなければいけない」と考える傾向が強く、誰にも相談できずにいるうちにトラブルが大きくなってしまふことが少なくありません。

人は、一人では生きていけないということを大前提に、子どもたちが、甘えられる体制づくりが必要となります。

そのために、大きな集団でなく、より実際の家庭に近い、小さな集団（小舎8人位まで）の生活環境を提供し、緊密に接することにより、大人（職員）と子どもとの太いパイプ（信頼関係）を作ります。

退所後支援（退所後支援専門員）

退所後は、規則の多い集団生活から自分次第の自由な生活へ、学業中心から仕事中心の生活へと大きな環境変化となります。

まだ若く、経験も知識も少ない上、身近に支えてくれる大人のいない子どもたちは、トラブルに陥りやすく、職場での小さなトラブルでも簡単に仕事を辞めてしまうこともあります。

そこで、退所後支援専門員を配置し、親代わりとして、様々な相談にのるなどの支援を退所後も行います。

子どもの一時預かり

（ショートステイ・トワイライトステイ）

仕事や病気などの理由で、一時的に家庭で子どもの養育が困難となったときに、

- ・ショートステイ
→ 宿泊を含めて短期間子どもを預かります。
- ・トワイライトステイ
→ 平日夜間や休日に子どもを預かります。
を通じて、保護者の就労支援等を行います。

スタッフに求められる専門性 保育士、教員（特別支援教育士）、心理士、看護師 など